

[資料] フランス債務法及び時効法改正草案構想 (avant-projet) —カタラ草案—試訳(3)

上井長十

第7節 債務の証明

第1款 一般規定 (1283条～1290条)

1283条 (=現行1315条)

- 1項 債務の履行を求める者は債務を証明しなければならない。
- 2項 それに対して、解放されたと主張する者は、弁済またはその債務の消滅をもたらした事実を証明しなければならない。

1284条

債務が生じる行為または事実の証明は、次条以下の区別に従って、書面 (écrit), 証人 (témoin), 推定 (présomption), 自白 (aveu), 宣誓 (serment) により、行うことができる。

1285条

書面による証拠 (la preuve par écrit ou preuve littérale) は、その伝達の媒体あるいは方式にかかわらず、理解できる意味を付与する文言、文字、数字、その他のあらゆる記号または表象によりもたらされる。

1285-1条 (=現行法1316-1条)

電子形式による書面は、それがもたらされた人物を十分に識別でき、それが、その完全性を保証する性質を兼ね備えた上で作成され

保存されていることを条件として、紙媒体の書面と同じ資格 [、さらに同じ決定的効力を持つ] で証拠として認められる。

1286条 (=現行法1316-4条)

- 第1項 法律行為 (acte juridique) の完成に必要な署名 (signature) は、それが記されているもので識別する。署名は当該行為から生じる債務についての当事者の同意 (consentement) を意味する。署名が公署官 (officier public) により記されている場合、署名は同行為に対して証明力 (authenticité) を付与する。
- 第2項 署名が電子による場合、署名は、署名が付与された行為との関連性を担保するところの同一性に関して信頼できる方法の利用によりなされる。この方法の信頼性は、コンセイユデータの事前的諮問を経たデクレにより定められた要件にしたがい電子署名が作成され、署名の同一性が保証され、かつ、行為の完全性が担保される場合、反証がなされるまで推定される。

1287 条

第1項 事実の証明は自由である。証明はあらゆる手段を用いてなすことができる。

第2項 法が定めていない限り、証明の価値は良心にしたがい裁判官により評価される。

第3項 疑義がある場合、裁判官はもっとも強い蓋然性を採用する。

1288 条

法律行為の証明は、書証 (preuve par écrit) の形式、書証 (preuve littérale) の要求、そして証言 (preuve testimoniale) の容認に関する特別の規定にしたがう。

1288-1 条

推定 (présomption)、自白 (aveu)、宣誓 (serment) は一般の規定に従う。

1289 条

第1項 証明に関する約束 (convention) は適法である。

第2項 ただし、その約束は法により確立された推定を回避すること、あるいは、弱めることができず、かつ、さらに法が自白や宣誓に付与した証明力 (foi) を修正することはできない。

第3項 さらに、その約束は、当事者自身の文書について、当事者の一方の利益となる反証を許さない推定 (présomption irréfragable) を確立してはならない。

1290 条

関係する証拠と争いについての司法手続は民事訴訟法により規律される。

第2款 法律行為の書証の形式 (1291 条～1305 条)

1291 条

法律行為の書証 (preuve par écrit) は、公正 (authentique) の、または、私署の形式で、事前に構成することができる。

1292 条 (= 現行法 1320 条)

文章が例示的な用語で表現されているだけであっても、当該例示が法律行為 (disposition) と直接関係があるのであれば、公正または私署の文書は当事者間において証明力を有する (fait foi)。法律行為と関係のない例示は証拠の端緒 (commencement de preuve) として作用しうるにすぎない。

1293 条 (= 現行法 1316-2 条)

法が他の原則を定めていない場合で、かつ、当事者間において有効な合意がない場合、裁判官は、媒体がどのようなものであれ、あらゆる手段によってもっとも信憑性の高い証書を決定することで、書証に関する紛争を解決する。

§ 1 公正証書 (du titre authentique)

1294 条 (= 現行法 1317 条)

第1項 公正証書は、証書が作成された場所において、要求される正規の手続きに基づき、証書を作成する権利を有する公署官 (officier public) により受理されたものである。

第2項 公正証書は、コンセイユデータのデクレによって定められた要件に基づき作成され保存されるのであるならば、電子媒体により作成することができる。

1294-1 条 (= 現行法 1318 条)

文書は、公署官の無資格あるいは無能力により、または形式の不備により公正ではない場合で、当事者の署名があるならば、私文書 (écriture privée) とみなす。

1294-2 条 (= 現行法 1319 条)

第1項 公正証書は契約当事者とその相続人または承継人との間でそこに記されている合意の完全な証明力 (pleine foi) をなす。

第2項 ただし、本案として偽造の申し立てがなされた場合、偽物であると主張する文書の執行は重罪院への訴追により停止 (suspendue) される。付随的な偽造の申告の場合、裁判所は諸事情を考慮し、文書の執行を一時的に停止することができる。

§ 2 私署証書 (sous seing privée)

1295 条 (= 現行法 1322 条)

私署証書として対抗する者によって認められる、または認められたと法的にみなされる私署証書は、それに署名した当事者間と、相続人と承継人との間で、公正証書と同様の証明力を有する。

1295-1 条 = 現行法 1323 条

1295-2 条 = 現行法 1324 条

1296 条 (現行法 1325 条の文言の修正、および、条文の加除がある。)

第1項 双務の合意が含まれている複数の私署証書は、異なる利益を有する当事者と同数の私署証書の原文が作成されている場合は有効である。

第2項 同じ利益を有する当事者については、一つの原文で足りる。

第3項 各原文には作成された原文の数についての言及が含まれていなければならない。ただし、原文が二重、三重、等々、に作成されたという言及の欠如を、証書に記された合意における部分を履行した者は対抗できない。(= 現行法では、但し書きは第4項)

第4項 これらの規定は、電子形式で作成された証書には適用されない。(= 現行法の第5項の修正条文。)

1297 条 (= 現行法 1326 条)

当事者の一方のみが他方に対して金銭を支払うまたは代替性のある動産を引き渡す法律行為の証明は、当該約束 (engagement) に署名した者の署名、および、すべて文字と数字で金額または数量が当事者自身により記された記述を含む証書 (titre) に基づかなければならない。異なる場合は、私署証書はすべて文字で書かれた金額が有効となる。

1298 条 (= 現行法 1328 条)

1299 条

第1項 債権者であると主張する者により作

出された書類は、その文書が示す債務を証明するものにはならない。ただし、法、慣習、または合意によりもたらされる例外の場合は除く。

第2項 後者の二つの場合、その文書は推定と徴憑にしか値しない。

1300 条

書類 (les écrits) はその製作者に対して証明するものとなる。しかし、そこから利益を取得したい者はそれを分離することはできない。

1300-1 条 (現行法 1331 条の若干の修正)

家庭の帳簿と書類は、それを書いた者にとって証書を構成するものではない。それらは、1° それらが明確に支払受領書であることを表示するすべての場合、2° それらにおいて、ある債務の存在を表示することについて利益を有する者のために証書の欠如を補完するべく覚え書きが記されたという明確な言及がある場合、製作者に対して証明力となる。

1300-2 条 (=現行法 1332 条)

第1項 債権者により、常に債権者の所持のもとにある証書の続きに、余白に、または裏に記載された文章は、債権者による署名も日付も記されていないとしても、文章が債務者の解放を明らかにするものであるならば、証明力となる。

第2項 当該複写が債務者の手元にある場合、債権者により証書または弁済証書の複写の裏に、または、余白に、または続けて記載された文章も同様

である。

§ 3 証書の複写 (copies) と承認証書 (actes recognitifs)

1301 条 複写は、原本の証書が有効に存在するとき、証書の内容のみ証明力を有し、原本の証書の提出が常に要求されうる。

1302 条 = 現行法 1335 条 (文言の修正 grosses → copies exécutoires)

1303 条 = 現行法 1336 条

1304 条

原本の証書を喪失した場合、正確で恒久的な私署証書の複写は、原本の存在の証明に十分となりうる。

1305 条

第1項 承認証書は、そこに本来の証書の正確な内容が特別に詳述していなければ、本来 (primordiale) の証書の提出を免除しない。

第2項 本来の証書をこえて含まれている内容、または異なる内容は、何ら効果を有さない。

第3項 ただし、多数の適合した承認証書があり、占有が継続しており、そのうちの一つが日付から 30 年を経ている場合、債権者は本来の証書の提出を免除される。

第3款 書証の要求と法律行為の人証 (preuve testimoniale) (1306 条から 1313 条)

1306 条 (= 現行法 1341 条の修正条文)

第 1 項 デクレに定められた金額または価値を超える法律行為については書証により形成されていなければならない。

第 2 項 少ない金額または価値が争点となっている場合であっても、証書の内容に反するまたは内容外のことについての証人による証明も、あるいは、証書の前、証書の時または証書の後に述べていたという主張についてのことについても、認められない。

第 3 項 これらすべては、取引に関する法の規定内容を害さない。

1307 条 = 現行法 1342 条

1308 条 = 現行法 1343 条⁽¹⁾ の修正

1309 条 = 現行法 1344 条⁽²⁾ の修正

1310 条 = 現行法 1345 条⁽³⁾ の修正

1311 条 = 現行法 1346 条

1312 条 (現行法 1347 条第 2 項の修正と第 4 項の追加)

第 1 項 書証の端緒 (commencement de preuve par écrit) が存在する場合、上記諸規定は例外を認める。

第 2 項 主張された事実を確からしくする場合は、申し立てがなされた相手方に、または、その者を代理する者に由来するすべての文書を、このように呼ぶ。

第 3 項 本人出頭の時に一方当事者によりなされた供述、答弁の拒否、または出頭の欠席は、裁判官により書証の端緒と同様にみなすことができる。

第 4 項 その他のあらゆる証明手段は認められるが、証書の証明が完全になるために、書証の端緒が少なくともそのうちの一つにより立証されなければならない。

1313 条 (現行法 1348 条の修正)

第 1 項 偶然の事情または不可抗力により、当事者の一方が法律行為の書証を取得する物理的または心的な可能性を持たない、あるいは、書証として使用される証書 (titre) を喪失した場合、上記諸規定はさらに例外を認める。

第 2 項 当事者の一方がまたは受託者が原本証書 (titre original) を保有しておらず、かつ、信憑性があり恒久性がある複写 (reproduction) としての謄本 (copie) を提出する場合、上記諸規定は同様に例外を認める。媒体の不可逆的な変更をもたらす原本を消すことができないすべての複写は、恒久性があるとみなされる。

第 4 款 推定 (présomption)、自白 (aveu)、宣誓 (serment) についての特則 (1314 条から 1326-2 条)

§ 1 推定

1314 条 (現行法 1349 条の加筆修正)

推定は、法または司法官が、不知事実を真実らしいものにする事実に基づき、その不知

事実が確実であるとみなすことにより、既知事実から不知事実を導く帰結である。

1315 条 = 現行法 1350 条

1316 条 = 現行法 1351 条

1317 条 (現行法 1352 条第 1 項の加筆修正)

第 1 項 法律上の推定 (présomption légale) は、法律上の推定が考慮する事実を真実らしいものにするような事実が確かであるとき、法律上の推定がなされる者に対して、法律上の推定が考慮する事実の証明を免除する。

第 2 項 法が反証を許さないかぎり、あるいは、裁判上の宣誓あるいは自白に基づき主張したことを除いて、法律上の推定 (présomption de la loi) に対しては、その推定を基礎として、法が一定の行為を無効にし、または訴権の拒否がなされた場合、いかなる証明も許されない。

1318 条 (現行法 1353 条の文言修正と第 2 項の新規挿入)

第 1 項 行為が詐欺 (fraude) または詐欺 (dol) を原因として訴えられていないかぎり、重大かつ明確な、あるいは整合性のある推定で、かつ、法が証言による証拠を認めている場合にだけ認める、法により規定されていない推定は、司法官の知性と慎重さにゆだねられる。

第 2 項 このような推定は、常に反証を認める。

§ 2 自白

1319 条 = 現行法 1354 条

一方当事者に向けてなされた自白は裁判外または裁判におけるものである。

1320 条 (現行法 1355 条の加筆)

第 1 項 単に口頭での裁判外の自白の申し立ては、証言による証拠が認められない訴えに関することであるならば常に無益となる。

第 2 項 このような自白の証拠としての価値は裁判官により専断的に判断される。

1321 条 = 現行法 1356 条

§ 3 宣誓

1322 条 (= 現行法 1357 条と文言は同じであるが、1° と 2° とが逆になっている)

1323 条 (第 1 項は現行法 1366 条の文言修正。第 2 項の加筆。)

第 1 項 根拠 (cause) の判断を宣誓によらしめるために、または、単に支払い (condamnation) の額を決するために、宣誓を裁判官により職権で一方当事者に命ずることができる。

第 2 項 このような宣誓の証拠としての価値は裁判官により専断的に判断される。

1324 条 = 現行法 1367 条

1324-1 条 = 現行法 1368 条

1324-2 条 = 現行法 1369 条

受けたであろう明示の委任におけるすべての債務に従う。

1325 条 = 現行法 1358 条

1328-1 条

1325-1 条 = 現行法 1359 条

同人は、事務管理とそれに付随することを、事務の本人あるいはその相続人が自身でその位置に着くに至るか、損失の恐れなく引き継ぐことができるまで、継続しなければならない。

1325-2 条 = 現行法 1360 条

1325-3 条 = 現行法 1361 条

1328-2 条 (現行法 1374 条 2 項の内容修正)

1325-4 条 = 現行法 1362 条

事務を負担するに至った諸事情を勘案し、不完全な管理により生じた損害賠償の軽減を裁判官に許す。

1326 条 = 現行法 1363 条

1326-1 条 = 現行法 1364 条

1328-3 条 (現行法 1375 条の内容加筆)

1326-2 条 = 現行法 1365 条

事務が有効に管理された者は、管理者が自己の名で締結した諸義務を遂行し、管理人が負担したあらゆる個人的な義務を補償し、また、生じた有益なまたは必要なあらゆる費用を返還しなければならない。さらに、あらゆる報酬を除いて管理者が被った損失を考慮しなければならない。

副章 2 準契約 (Des quasi-contrats)

1327 条

準契約は他者の事務について権限のない管理、非償弁済 (paiement de l'indu)、または、不当利得 (enrichissement sans cause) といった、単なる自由意思に基づく行為であり、何の権利もなくそこから利益を得る者の義務、あるいは、時に、他者に対する行為者の義務を発生させる。

1329 条

第 1 節 事務管理 (De la gestion d'affaires)

1328 条

自発的に他者の事務を無償で引き受ける者は、その事務の本人が不知である、あるいはその反対がない時、事務に関する法律行為または事実行為の遂行について、その者が引き

第 1 項 事務管理に関する規定は、管理が他者の排他的利益のために試みられたわけではなく、他者と管理者の共通した利益のためになされた場合にも同様に適用される。

第 2 項 後者の場合、諸義務、諸費用、諸損失の負担は、それぞれの利益の割合にしたがって割り振られる。

1329-1 条

管理者の行為が事務管理の要件に合致していなくても当該事務の本人の利益に資する場合、本人は管理者に対して不当利得(enrichissement sans cause)に関する規定に基づき補償しなければならない。

第2節 非債弁済 (paiement de l'indu)

1330 条 (現行法 1376 条への内容追加)

第1項 錯誤または故意に基づきその者に支払われるべきでないものを受領した者は、その者が不当に受領した相手にそれを返還しなければならない。

第2項 しかし、弁済が惠与の意図(intention libérale)、自然債務、またはその他の原因に基づくものであることを証明した場合、返還を要しない。

1331 条

弁済が正当化された債務が、その後無効になり、または解除され、またはその原因をその他の理由により喪失した場合、返還を要する。

1332 条

錯誤によりまたは強迫 (contrainte) のもと、ある者が他者の債務を履行した場合、その者は真の債務者より、あるいは債権者より、自己に返還させることができる。ただし、債権者が弁済のあと、自己の証書を破棄し、あるいは担保を放棄した場合は除く。

1333 条 = 現行法 1378 条

1334 条 (現行法 1379 条の修正)

不当に受領されたものが特定のものである場合、それを受領した者はそれが存在している場合その物を現物で返還しなければならない、あるいは、受領した者のフォートにより喪失または毀損した場合は返還時における価値を返還しなければならない。悪意でその物を受領した場合、偶然の事情による喪失についても補償 (garant) しなければならない。

1334-1 条 (現行法 1380 条への内容追加)

善意で受領した者がその物を売った場合、その者は売買の代金のみを返還しなければならない。反対の場合、返還時の価値を返還しなければならない。

1335 条 = 現行法 1381 条

第3節 不当利得 (enrichissement sans cause)

1336 条

他者の不利益のもと不当に利得を取得する者は、損失を被った者に利得と損失に値する二つの数額の少ないほうと同等の補償をしなければならない。

1337 条

損失者により被った損失が損失者の自由な意思に基づく利得者のためのものではなく、また、法により、あるいは判決により、あるいは契約により利得者に対して負う債務の遂行によるものではなく、また、もっぱら個人的な利益の追求のためではない場合、利得は不当なものである。

1338 条

その者が提起したその他の請求が時効などの権利の障害に直面する場合、または、その者の損失がその者の側の重大なフォートに基づく場合は、損失者は訴権を持たない。

1339 条

利得と損失は請求の日に評価される。ただし、利得者が悪意の場合は、利得はその者が利益を取得した日に評価される。

副章 3 民事責任 (De la responsabilité civile) (1340 条から 1386 条)

第 1 節 前置規定

1340 条

第 1 項 他者に対して損害をもたらしたあらゆる違法または不当な行為 (fait) は、その責任を負う者に、それを賠償する義務を課す

第 2 項 同様に、債権者に対して損害をもたらしたあらゆる契約上の債務の不履行は、債務者にそれについて責任を負う義務を課す。

1340-1 条

他者に損害をもたらした者は、事理弁識能力を欠いていたとしても、賠償の義務を免れない。

1341 条

第 1 項 契約上の債務の不履行の場合、債務者も債権者も、契約外責任の有利さを選択して、契約責任に関する特別規定の適用を免れることはできない。

第 2 項 ただし、その不履行が身体的損害をもたらす場合、契約相手方は、その損害の賠償を請求するために、その者にとって有利になる規定を選択することができる。

1342 条

第 1 項 契約上の債務の不履行が、第三者が被った損害の直接の原因である場合、その第三者はその損害の賠償を 1363 条から 1366 条に基づき請求することができる。それゆえ、その者の固有の損害の賠償を取得するにあたっては、債権者に課されるあらゆる制限と条件に服することとなる。

第 2 項 その者は同様に契約外責任を根拠に賠償を取得することができる。しかし、その者に 1352 条から 1362 条が対象とする原因行為のうちの一つについて証明を行う負担が課される。

第 2 節 責任の要件

第 1 款 契約責任と契約外責任の共通規定

§ 1 回復できる損害⁽⁴⁾

1343 条

財産的または非財産的な、あるいは個人的または団体的な、適法な利益の損害である場合、すべての確実な損害 (préjudice) は回復をすることができる。

1344 条

損害の差し迫った実現を予防するために、または、その拡大を阻止するために、さらにその影響を削減するために支出された費用は、その費用が合理的に支出された時は、回

復できる損害 (préjudice) を構成する。

1345 条

第 1 項 将来の損害 (préjudice) は、その損害が現在の状況から確実かつ直接の延長である場合、回復できる。

第 2 項 損害 (préjudice) の確実性が将来の不確実な事実可依拠する場合、裁判官はすぐに、支払決定の履行をその事実の成就に従わせて、責任者に支払いを命じることができる。

1346 条

機会の喪失は、その機会が実現されたならばその機会によりもたらされた利益とは別に、回復できる損害 (préjudice) を構成する。

§ 2 因果関係

1347 条

責任は被告に帰せられる行為と損害との間に因果関係が構築されることを前提とする。

1348 条

ある損害がある集団の不特定の者によりもたらされた場合、一体化したすべての者は連帯してその責任を負う。しかし、それぞれが加害者ではあり得ないことを証明する場合は除く。

§ 3 免責原因

1349 条

第 1 項 責任者は、損害が不可抗力 (force majeure) の性質を呈する外的要因による場合、拘束されない。

第 2 項 外的要因は偶発事故 (cas fortuit),

被害者の行為、または、被告が責任を持つことのない第三者の行為から生じうる。

第 3 項 不可抗力は行為者が予測できない抵抗できない、または、適切な方法によっても結果を回避することができない事件により構成される。

1350 条

被害者が損害を自発的に求めた場合、被害者はあらゆる賠償を禁じられる。

1351 条

部分的免責は被害者のフォートが損害の発生に寄与している場合のみ認められる。身体の完全さに対する侵襲は重大なフォートの場合のみ部分的免責をもたらす。

1351-1 条

前 2 条に定める免責は事理弁識能力を欠く者には適用されない。

第 2 款 契約外責任に固有の規定

§ 1 本人の行為

1352 条

第 1 項 あらゆるフォートは、その行為者に、もたらした損害を賠償する義務を課す。

第 2 項 法または規則により命ぜられる行為規定の違反、または、慎重さあるいは勤勉さに関する一般的義務の懈怠はフォートを構成する。

第 3 項 行為者が刑法 122-4 条から 122-7 条に定める状況の一つにある場合、フォートは存在しない。

1353 条

法人のフォートは代表者によりなされたものだけでなく、構成あるいは作用の欠陥に基づくものも同様にあてはまる。

§ 2 物の作用 (le fait des choses)

1354 条

保管している物の作用により生じた損害について当然に責任を負う。

1354-1 条

第 1 項 物が動くことで損害の原因と接触する状態にされた場合、物の作用は証明される。

第 2 項 そのほかの場合、被害者が、その物の瑕疵を、または、その位置あるいはその状態の異常さを証明することにより物の作用を証明する。

1354-2 条

第 1 項 保管者は危害行為 (fait dommageable) の時に物の支配権を有する者である。

第 2 項 所有者は保管者と推定 (présumé) される。

1354-3 条

物の瑕疵も、保管者の身体的問題も免責の原因を構成しない。

1354-4 条

1354 条から 1354-3 条までの規定は動物によりもたらされた損害について適用する。

§ 3 第三者の行為 (le fait d'autrui)

1355 条

第 1 項 生活様式 (mode de vie) が統制される者、または、固有の利益に基づいて行動が組み立てられる、あるいは枠づけされる、あるいは制御される者によりもたらされた損害について当然に責任を負う。

第 2 項 この責任は 1356 条から 1360 条に定められる諸場合と諸要件の下で生じる。この責任は、損害の直接加害者の責任を引き受けることができる事実についての証明を前提とする。

1356 条

以下の者は未成年の子供によりもたらされた損害について責任を負う。

—親権を行使する父と母

—前述の父母が死亡した場合は後見人

—法的、行政的決定により、あるいは合意により、未成年者の生活様式を統制することを負担する自然人または法人。この責任は、両親また後見人の責任と重複する。

1357 条

法的、行政的決定により、あるいは合意により、特別な監督を必要とする状態または境遇の成年者の生活様式を統制することを負担する自然人または法人は、その者によりもたらされた損害についての責任を負う。

1358 条

そのほかの者でその職業として他者の監督についての任務を引き受けた場合、その者が自身がフォートを犯していないことを証明し

た場合を除き、その者は、損害の直接加害者の行為について責任を負う。

1359 条

第 1 項 使用者 (commettant) は被用者によりもたらされた損害について責任を負う。被用者が任務を遂行する上で、命令あるいは指示を出す権限をもつ者が使用者である。

第 2 項 許可無く、かつ、権限と関係のない目的で被用者が委託された任務外の行為をしたことを証明した場合、使用者は責任を負わない。さらに、被用者が使用者のために行為を行っていることを、被害者において正当に信じていることができなかつたことを証明した場合も責任を負わない。

1359-1 条

故意にフォートを犯さずに、権限に適合する目的でかつ使用者の命令に違背することなく任務の範囲の行為を行った被用者は、被害者が使用者からもその保証人からも損害の賠償を請求できなかつたことを被害者自身が証明するという要件のもとで、被害者から主張された個人的な責任を負う。

1360 条

第 1 項 使用従属関係 (lien de préposition) がない場合、他者の職業的行為を指揮しあるいは組織し、そこから経済的利益を取得する者は、その行為の行使中にその者によりもたらされた損害について責任を負う。とりわけ雇用する医者によりもたらされた損

害について医療機関が該当する。損害行為 (fait dommageable) が、企図された行為に起因するものであるという証明を請求者が負担する。

第 2 項 独自の計算で活動しているも依存関係にある職業人の経済的または財産的行為を制御する者は、損害行為が制御の行使と関係があることを被害者が証明する場合、同様に責任を負担する。子会社によりもたらされた損害について親会社 (société mère) が、または、権限の特約者 (concessionnaire) によりもたらされた損害について授与者 (concedant) が該当する。

§ 4 隣人妨害 (troubles de voisinage)

1361 条

隣人の通常の障害を超える妨害を引き起こす不動産の所有者、占有者、あるいは開発者は、その妨害結果について当然に責任を負う。

§ 5 危険行為 (activités dangereuses)

1362 条

第 1 項 特別な規定を除き、きわめて危険な行為の事業者は、適法であっても、その行為によりもたらされた損害の賠償をしなければならない。

第 2 項 同時に多くの人に影響しうる重大な損害の危険を生み出す行為はきわめて危険と見なされる。

第 3 項 事業者は、1349 条から 1351-1 条に定める要件のもとで被害者のフォートの存在を証明した場合のみ免責される。

第3款 契約責任に固有の規定

1363条

有効に成立した契約から生じる債務の債権者は、不履行の場合、本款の規定に基づき損害 (préjudice) の賠償を債務者に請求することができる。

1364条

第1項 債務者が1149条における結果を取得させる義務を負担する場合、不履行は結果が達成されていないという事実のみで証明される。しかし、債務者が1349条における外的要因を証明するときは、この限りではない。

第2項 その他のすべての場合、あらゆる必要とされる専心さを行わなかった場合のみ賠償責任を負う。

1365条

遅滞により生じる損害 (préjudice) の賠償は、債務者における事前の付遅滞を前提とする。付遅滞は、付遅滞が不履行を特徴付けるために必要な場合にのみ、あらゆるその他の損害 (préjudice) の賠償について要求される。

1366条

債務者に詐欺または重大なフォートがある場合は除き、債務者は、契約の締結時に合理的に予見できる不履行の結果についてのみ賠償責任を負う。

注

- (1) 現行法では、1341条に定める数字を超える請求とあるが、本草案では1341条に該当する条文は1306条である。
- (2) 現行法では1341条で定める金額よりも少ない金額とあるが、本草案では1341条に該当する条文は1306条である。
- (3) 現行法では、合算した額が1341条で定める金額を超える～とあるが、本草案では1341条に該当する条文は1306条である。
- (4) 「損害」という用語については、できる限り *dommage* と *préjudice* という言葉を使い分けて、前者は人または物に対する侵襲を、後者はその結果生じる財産的あるいは非財産的利益損害 (*lésion des intérêt*) を示すとする (p. 173 note 2)。 ※条文中で *préjudice* の用語を用いている場合は、損害 (*préjudice*) と表記する。*dommage* については、「損害」とだけ表記する。